

別添 1

高速自動車国道北海道縦貫自動車道
函館名寄線等に関する協定

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中「別紙1-227」を「別紙1-229」に改める。

第5条中「別紙1-227」を「別紙1-229」に改める。

第14条中「別紙1-227」を「別紙1-229」に改める。

別紙1-4、別紙1-9、別紙1-16、別紙1-17、別紙1-34、別紙1-36、別紙1-65、別紙1-69、別紙1-73、別紙1-76、別紙1-80、別紙1-86、別紙1-96、別紙1-99、別紙1-104、別紙1-107、別紙1-108、別紙1-149から別紙1-152、別紙1-154から別紙1-157、別紙1-161、別紙1-162、別紙1-164、別紙1-165、別紙1-167、別紙1-173、別紙1-176から別紙1-182、別紙1-184、別紙1-186から別紙1-219、別紙1-221から別紙1-227を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線
(北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

北海道余市郡余市町登町	から
北海道小樽市新光町	まで

(ロ) 延長

北海道余市郡余市町登町	から	23.3	キロメートル
北海道小樽市新光町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
北海道余市郡余市町登町	から	第1種第2級	道路構造令
北海道小樽市新光町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道余市郡余市町登町	から	100	23.3	
北海道小樽市新光町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
北海道余市郡余市町登町 北海道小樽市新光町	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
北海道余市郡余市町登町	から	—	メートル(土工部)	
		—	メートル(橋梁部)	
北海道小樽市新光町	まで	—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道5号 道道登余市停車場線	北海道余市郡 余市町登町	平面接続	余市インターチェンジ
道道小樽塩谷インター線	北海道小樽市 塩谷	立体接続	小樽塩谷インターチェンジ

(4)工事予算

117,521 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

イ 北海道余市郡余市町登町(STA 853+16.687)から北海道小樽市新光町(STA 45+39.464)まで
平成 18 年 4 月 19 日

小樽ジャンクション小樽方面から余市方面へのランプ

ロ 北海道小樽市新光町(C-STA 1078+99.879)から北海道小樽市新光3丁目(C-STA 1094+31.457)まで
平成 31 年 2 月 7 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 12 月 8 日 (余市IC～小樽JCT 供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)

令和 6 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

129,011 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 127,886 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線
(山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

山形県東置賜郡高畠町大字深沼	から
山形県上山市金瓶	まで

(ロ) 延長

山形県東置賜郡高畠町大字深沼	から	24.4	キロメートル
山形県上山市金瓶	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
山形県東置賜郡高畠町大字深沼 山形県上山市金瓶	から まで 第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県東置賜郡高畠町大字深沼 山形県上山市金瓶	から まで 100	24.4	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
山形県東置賜郡高畠町大字深沼 山形県上山市金瓶	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
山形県東置賜郡高畠町大字深沼	から	—	メートル(土工部)
山形県上山市金瓶	まで	—	メートル(橋梁部)
		—	メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道13号 (米沢南陽道路)	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	平面接続	本線
一般国道13号	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	立体接続	南陽高畠インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市藤吾	立体接続	かみのやま温泉インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市金瓶	立体接続	山形上山インターチェンジ

(4)工事予算

124, 096 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日

平成 31 年 4 月 13 日 (供用開始)

令和 元 年 7 月 11 日 (残事業一部完成)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

135,916 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 134,677 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線
(千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

千葉県松戸市三矢小台二丁目	から
千葉県市川市高谷	まで

(ロ) 延長

千葉県松戸市三矢小台二丁目	から	10.1	キロメートル
千葉県市川市高谷	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
千葉県松戸市三矢小台二丁目 千葉県市川市高谷	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県松戸市三矢小台二丁目 千葉県市川市高谷	から 80 まで	10.1	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
千葉県松戸市三矢小台二丁目 から 千葉県市川市高谷 まで	4車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
千葉県松戸市三矢小台二丁目	から	3.00	メートル(土工部)	
千葉県市川市高谷	まで	3.00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道298号	千葉県松戸市三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ
一般国道298号	千葉県市川市国分	立体接続	市川北インターチェンジ
一般国道298号	千葉県市川市平田	立体接続	市川中央インターチェンジ
一般国道14号(京葉道路)	千葉県市川市稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション
一般国道298号	千葉県市川市高谷	立体接続	市川南インターチェンジ
県道高速湾岸線	千葉県市川市高谷	立体接続	高谷ジャンクション
東関東自動車道	千葉県市川市高谷	立体接続	高谷ジャンクション

(4)工事予算

813,105 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

平成 21 年 10 月 13 日 (京葉JCT施工に伴う京葉道路切替)

平成 28 年 2 月 25 日 (一部供用開始)

平成 30 年 6 月 2 日 (供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

748, 277 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 745, 712 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線
(茨城県鉾田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

茨城県鉾田市飯名	から
茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田	まで

(ロ) 延長

茨城県鉾田市飯名	から	8.8	キロメートル
茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 まで	100	8.8	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

茨城県銚田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
茨城県鉾田市飯名	から	— メートル(土工部)
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田	まで	— メートル(橋梁部)
		— メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ
県道茨城鹿島線	茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田	立体接続	茨城空港北インターチェンジ

(4)工事予算

26, 270 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 30 年 2 月 3 日 (銚田IC~茨城空港北IC 供用開始)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31,569 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 30,757 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(本別JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道中川郡本別町勇足

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道中川郡本別町勇足	立体接続	本別ジャンクション

(4) 工事予算

1,409 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,744 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1,672 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(足寄IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道足寄郡足寄町郊南

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道242号	北海道足寄郡足寄町郊南	立体接続	足寄インターチェンジ
北海道横断自動車道黒松内北見線	北海道足寄郡足寄町郊南	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

1,169 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,657 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1,597 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（八潮PA）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県八潮市

(3) 工事予算

41,168 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 18 日

② 工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

50,244 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 47,809 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(鳥の海PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

宮城県亶理郡亶理町

(3) 工事予算

1,074 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の年月日

① 工事の着手年月日

平成 16 年 6 月 29 日

② 工事の完成年月日

別 紙 1

平成 26 年 12 月 6 日 (供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,327 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,327 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 1,327 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線
(埼玉県三郷市番匠免二丁目から埼玉県三郷市鷹野三丁目まで)(二次改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目	から
埼玉県三郷市鷹野三丁目	まで

(3) 工事予算

1,774 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 10 年 1 月 20 日

② 工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 30 年 6 月 2 日 (一部供用開始)

令和 13 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,065 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,984 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷中央IC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市谷口

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道298号	埼玉県三郷市 谷口	立体接続	三郷中央インターチェンジ

(4) 工事予算

3,133 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 6 月 2 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,424 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 3,401 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(大栄JCT)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4) 工事予算

2,245 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,763 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,648 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(横浜横須賀道路)
(神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで

(ロ) 延長

神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から	8.7	キロメートル
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町 から 神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目 まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町 から 神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目 まで	80	8.7	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町 から 神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目 まで	6車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2 (1.75×2)	5.00 (3.50)	—	—	—	
トンネル部分	0.75×2	1.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町 から	3.00メートル(土工部)	
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目 まで	3.00メートル(橋梁部)	
	—メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道16号(横浜横須賀道路)	神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	立体接続	釜利谷ジャンクション
都市計画道路 上郷公田線	神奈川県横浜市 栄区公田町	立体接続	公田インターチェンジ(仮称)
一般国道468号(横浜湘南道路) 及び 都市計画道路横浜藤沢線	神奈川県横浜市 栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目	立体接続	戸塚インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

370,175百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

イ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA 0+00)から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA 2+40)まで
平成 13 年 3 月 10 日

ロ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA 2+40)から神奈川県横浜市栄区飯島町(STA 59+30)まで
平成 13 年 8 月 14 日

ハ 神奈川県横浜市栄区飯島町(STA 59+30)から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目(STA 87+00)まで
令和 2 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

483,747 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 462,741 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)
(千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号
(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

千葉県茂原市石神	から
千葉県木更津市下郡	まで

(ロ) 延長

千葉県茂原市石神	から	21.3	キロメートル
千葉県木更津市下郡	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
千葉県茂原市石神 千葉県木更津市下郡	から 第1種第2級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県茂原市石神 千葉県木更津市下郡	から 100 まで	21.3	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県茂原市石神 千葉県木更津市下郡	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
千葉県茂原市石神	から	—	メートル(土工部)	
千葉県木更津市下郡	まで	—	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ
一般国道297号	千葉県市原市田尾	立体接続	市原鶴舞インターチェンジ
一般国道410号バイパス	千葉県木更津市下郡	立体接続	木更津東インターチェンジ

(4)工事予算

13, 295 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

- イ 千葉県茂原市石神(STA 216+20)から千葉県長生郡長南町坂本(STA 219+73)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ロ 千葉県長生郡長南町坂本(STA 219+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA 220+73)まで
平成 24 年 5 月 1 日
- ハ 千葉県長生郡長南町坂本(STA 220+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA 222+77)まで
平成 24 年 7 月 18 日
- ニ 千葉県長生郡長南町坂本(STA 222+77)から千葉県長生郡長南町坂本(STA 233+60)まで
平成 24 年 5 月 1 日
- ホ-1 千葉県長生郡長南町坂本(STA 233+60)から千葉県長生郡長南町報恩寺(STA 243+17)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ホ-2 千葉県長生郡長南町報恩寺(STA 243+17)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 250+00)まで
平成 24 年 8 月 1 日
- ホ-3 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 250+00)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 252+59)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ホ-4 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 252+59)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 252+64)まで
平成 24 年 8 月 1 日

別 紙 1

- ホ-5 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 252+59)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 253+00)まで
平成 24 年 10 月 1 日
- へ-1 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 253+00)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 253+05)まで
平成 24 年 8 月 1 日
- へ-2 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 253+05)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 259+20)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- へ-3 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 259+20)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 262+60)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ト-1 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 262+60)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 266+60)まで
平成 24 年 10 月 1 日
- ト-2 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 266+60)から千葉県長生郡長南町岩撫(STA 272+86)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- チ-1 千葉県長生郡長南町岩撫(STA 272+86)から千葉県市原市田尾(STA 297+06)まで
平成 24 年 3 月 26 日
- チ-2 千葉県市原市田尾(STA 297+06)から千葉県市原市田尾(STA 298+49.7)まで
平成 24 年 10 月 1 日

別 紙 1

- リ-1 千葉県市原市田尾(STA 298+49.7)から千葉県市原市山小川(STA 306+80)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- リ-2 千葉県市原市山小川(STA 306+80)から千葉県市原市山小川(STA 307+10)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- リ-3 千葉県市原市山小川(STA 307+10)から千葉県市原市山小川(STA 308+40)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- リ-4 千葉県市原市山小川(STA 308+40)から千葉県市原市山小川(STA 309+00)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- 又-1 千葉県市原市山小川(STA 308+40)から千葉県市原市山小川(STA 310+00)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- 又-2 千葉県市原市山小川(STA 310+00)から千葉県市原市不入(STA 313+81)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又-3 千葉県市原市不入(STA 313+81)から千葉県市原市不入(STA 316+57)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又-4 千葉県市原市不入(STA 316+57)から千葉県市原市大和田(STA 317+60)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

- 又-5 千葉県市原市大和田 (STA 317+60) から千葉県市原市大和田 (STA 320+05) まで
平成 25 年 2 月 20 日
- 又-6 千葉県市原市大和田 (STA 2320+05) から千葉県市原市大和田 (STA 321+18) まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又-7 千葉県市原市大和田 (STA 321+18) から千葉県市原市大和田 (STA 321+80) まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又-8 千葉県市原市大和田 (STA 321+80) から千葉県市原市大和田 (STA 325+40) まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又-9 千葉県市原市大和田 (STA 325+40) から千葉県市原市養老 (STA 327+3.5) まで
平成 25 年 2 月 12 日
- 又-10 千葉県市原市養老 (STA 327+3.5) から千葉県市原市久保 (STA 332+57) まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又-11 千葉県市原市久保 (STA 332+57) から千葉県市原市久保 (STA 332+72.6) まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又-12 千葉県市原市久保 (STA 332+72.6) から千葉県市原市山口 (STA 340+34) まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

ル-1 千葉県市原市山口(STA 340+34)から千葉県市原市山口(STA 358+20)まで

平成 24 年 11 月 1 日

ル-2 千葉県市原市山口(STA 358+20)から千葉県市原市山口(STA 360+84)まで

平成 25 年 2 月 1 日

ヲ 千葉県市原市山口(STA 360+84)から千葉県木更津市真理谷(STA 367+59)まで

平成 24 年 11 月 1 日

ワ-1 千葉県木更津市真理谷(STA 367+59)から千葉県木更津市真理谷(STA 372+41)まで

平成 24 年 12 月 1 日

ワ-2 千葉県木更津市真理谷(STA 372+41)から千葉県木更津市真理谷(STA 375+21)まで

平成 24 年 10 月 1 日

カ 千葉県木更津市真理谷(STA 375+21)から千葉県木更津市真理谷(STA 380+69)まで

平成 23 年 11 月 21 日

ヨ 千葉県木更津市真理谷(STA 380+69)から千葉県木更津市真理谷(STA 392+12)まで

平成 24 年 8 月 1 日

タ-1 千葉県木更津市真理谷(STA 392+12)から千葉県木更津市真理谷(STA 394+80)まで

平成 24 年 11 月 1 日

別 紙 1

タ-2 千葉県木更津市真理谷(STA 394+80)から千葉県木更津市真理谷(STA 400+51)まで
平成 24 年 3 月 26 日

レ 千葉県木更津市真理谷(STA 400+51)から千葉県木更津市真理谷(STA 2402+30.7)まで
平成 23 年 11 月 21 日

ソ 千葉県木更津市真理谷(STA 402+30.7)から千葉県木更津市真理谷(STA 404+78)まで
平成 24 年 3 月 26 日

ツ 千葉県木更津市真理谷(STA 404+78)から千葉県木更津市茅野(STA 413+63.6)まで
平成 23 年 11 月 21 日

ネ 千葉県木更津市茅野(STA 413+63.6)から千葉県木更津市下郡(STA 429+17)まで
平成 24 年 12 月 1 日

茂原長南IC 料金所部

ナ 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA 0+19.2)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA 1+10.8)まで
平成 23 年 11 月 21 日

茂原長南IC 管理施設部

ラ-1 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA 3+88.5)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA 3+7)まで
平成 24 年 3 月 26 日

別 紙 1

ラ-2 千葉県茂原市石神(B-ST A 1+3)からまで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ-3 千葉県茂原市石神(C1-ST A 0+0)から千葉県茂原市石神(C1-ST A 2+0)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ-4 千葉県長生郡長南町千手堂(E-ST A 0+0)から千葉県長生郡長南町千手堂(E-ST A 12+15)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ-5 千葉県長生郡長南町千手堂(F-ST A 12+18.6)から千葉県長生郡長南町千手堂(F-ST A 21.10)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ-6 千葉県長生郡長南町千手堂(G-ST A 12+11)から千葉県長生郡長南町千手堂(G-ST A 21+00)まで
平成 24 年 7 月 18 日

市原鶴舞IC

ム-1 千葉県市原市山小川(A-ST A 2+25.4)から千葉県市原市山小川(A-ST A 5+44.9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム-2 千葉県市原市山小川(B-ST A 2+25.4)から千葉県市原市山小川(B-ST A 6+11.9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム-3 千葉県市原市山小川(B-ST A 6+11.9)から千葉県市原市山小川(B-ST A 6+42)まで
平成 25 年 2 月 1 日

別 紙 1

△-4 千葉県市原市山小川(B-ST A 6+42)から千葉県市原市山小川(B-ST A 7+72)まで
平成 24 年 12 月 1 日

△-5 千葉県市原市山小川(B-ST A 7+72)から千葉県市原市山小川(B-ST A 8+32.2)まで
平成 25 年 2 月 1 日

△-6 千葉県市原市山小川(C1-ST A 0+8.9)から千葉県市原市山小川(C1-ST A 4+17)まで
平成 24 年 12 月 1 日

△-7 千葉県市原市山小川(C1-ST A 4+8.5)から千葉県市原市山小川(C1-ST A 7+8.6)まで
平成 24 年 12 月 1 日

△-8 千葉県市原市山小川(C2-ST A 7+8.6)から千葉県市原市山小川(C2-ST A 7+38.9)まで
平成 25 年 2 月 1 日

△-9 千葉県市原市山小川(C2-ST A 7+38.9)から千葉県市原市山小川(C2-ST A 7+91.9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

△-10 千葉県市原市山小川(D-ST A 4+9.1)から千葉県市原市山小川(D-ST A 8+26.5)まで
平成 24 年 12 月 1 日

市原鶴舞IC 料金所部

ウ 千葉県市原市田尾(C1-ST A 0+8.95)から千葉県市原市田尾(E-ST A 0+41.05)まで
平成 23 年 11 月 21 日

別 紙 1

市原鶴舞IC 管理施設部

ノ 千葉県市原市田尾(C1-STA 0+95)から千葉県市原市田尾(E-STA 0+68)まで
平成 24 年 3 月 26 日

市原鶴舞IC 297号接道まで

オ 千葉県市原市田尾(E-STA 0+41.05) (から千葉県市原市田尾(E-STA 2+34)まで
平成 24 年 11 月 1 日

高滝湖PA 内回り休憩施設

ク-1 千葉県市原市大和田から千葉県市原市大和田まで
平成 24 年 12 月 1 日

高滝湖PA 外回り休憩施設

ク-2 千葉県市原市大和田から千葉県市原市大和田まで
平成 26 年 12 月 11 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成年月日

平成 25 年 4 月 27 日 (供用開始)

平成 25 年 7 月 12 日 (高滝湖PA内回り 供用開始)

別 紙 1

平成 27 年 8 月 10 日 (高滝湖PA外回り 供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14,445 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 14,445 百万円)(消費税込み)
(債務引受額 14,405 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道14号(京葉道路)(京葉市川PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号
(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

17, 018 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 4 月 24 日 (供用開始)

令和 9 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20,022 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 19,540 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道126号(千葉東金道路)
(千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道126号
(有料道路名 : 千葉東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

千葉県東金市丹尾	から
千葉県山武市松尾町谷津	まで

(ロ) 延長

千葉県東金市丹尾	から	15.7	キロメートル
千葉県山武市松尾町谷津	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
千葉県東金市丹尾 千葉県山武市松尾町谷津	から 第1種第2級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾 千葉県山武市松尾町谷津	から 100 まで	15.7	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾 千葉県山武市松尾町谷津	から まで	4車線	4車線	4車線化事業

(ト)路肩の標準幅員

千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
千葉県東金市丹尾	から	4.50	メートル(土工部)	
千葉県山武市松尾町谷津	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県東金市丹尾	平面接続 立体接続	東金ジャンクション
東金市道5146号線	千葉県東金市丘山台	立体接続	東金インターチェンジ
県道成東酒々井線	千葉県山武市矢部	立体接続	山武成東インターチェンジ
一般国道126号 (銚子連絡道路)	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
県道成田松尾線	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ

(4)工事予算

22,529 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26,352 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 25,177 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道466号(第三京浜道路)(野川IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道466号
(有料道路名 : 第三京浜道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県川崎市宮前区野川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道尻手黒川線	神奈川県川崎市 宮前区野川	立体接続	野川インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

17, 414 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

昭和 63 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12, 045 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 11, 476 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(東京都西多摩郡日の出町平井から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

東京都西多摩郡日の出町平井	から
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

1,643 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

昭和 61 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,824 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1,740 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線
(長野県上水内郡信濃町大字野尻から新潟県上越市大字中屋敷まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

長野県上水内郡信濃町大字野尻	から
新潟県上越市大字中屋敷	まで

(ロ) 延長

長野県上水内郡信濃町大字野尻	から	37.5	キロメートル
新潟県上越市大字中屋敷	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
I	長野県上水内郡信濃町大字野尻 新潟県上越市中郷区二本木	から まで	第1種第3級 道路構造令
II	新潟県上越市中郷区二本木 新潟県上越市大字中屋敷	から まで	第1種第2級 道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要	
I	長野県上水内郡信濃町大字野尻 新潟県上越市中郷区二本木	から まで	80	37.5	延長は全区間を纏めて 記載
II	新潟県上越市中郷区二本木 新潟県上越市大字中屋敷	から まで	100	0.0	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
I	長野県上水内郡信濃町大字野尻 新潟県上越市中郷区二本木	から まで 4車線	4車線	4車線化
II	新潟県上越市中郷区二本木 新潟県上越市大字中屋敷	から まで 4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

I 長野県上水内郡信濃町大字野尻から新潟県上越市中郷区二本木まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75	1.75	—	—	—	

別 紙 1

II 新潟県上越市中郷区二本木から新潟県上越市大字中屋敷まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50	2.50	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50	2.50	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50	2.50	2.50	1.25	3.75	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
I	長野県上水内郡信濃町大字野尻	から	3.00 メートル(土工部)
	新潟県上越市中郷区二本木	まで	3.00 メートル(橋梁部)
			— メートル(掘割部)
II	新潟県上越市中郷区二本木	から	4.50 メートル(土工部)
	新潟県上越市大字中屋敷	まで	4.50 メートル(橋梁部)
			— メートル(掘割部)

(又)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

81,364 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 12 月 7 日 (一部供用開始)

令和 元 年 12 月 5 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

87,817 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 87,723 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線
(千葉県木更津市中烏田から千葉県富津市竹岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

千葉県木更津市中烏田	から
千葉県富津市竹岡	まで

(ロ) 延長

千葉県木更津市中烏田	から	20.7	キロメートル
千葉県富津市竹岡	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
千葉県木更津市中烏田	から	第1種第2級	道路構造令
千葉県富津市竹岡	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県木更津市中烏田	から	100	20.7	
千葉県富津市竹岡	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県木更津市中烏田 千葉県富津市竹岡	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

千葉県木更津市中烏田から千葉県富津市竹岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
千葉県木更津市中烏田	から	4.50	メートル(土工部)	
千葉県富津市竹岡	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

30,014 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成年月日

別 紙 1

平成 31 年 3 月 31 日 (木更津南JCT～富津中央IC 供用開始)

令和 2 年 3 月 6 日 (富津中央IC～富津竹岡IC 供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33, 218 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 33, 218 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 33, 101 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（潮来IC）（改築）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県潮来市福島

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般県道水戸神栖線	茨城県潮来市福島	立体接続	潮来インターチェンジ

(4) 工事予算

1,245 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,442 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1,377 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(鉾田IC)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県鉾田市秋山

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ

(4) 工事予算

1,490 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,742 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1,663 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(埼玉県久喜市下早見から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県久喜市下早見	から
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで

(ロ) 延長

埼玉県久喜市下早見	から	12.7	キロメートル
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
埼玉県久喜市下早見 茨城県猿島郡五霞町大字江川	から 第1種第2級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市下早見 茨城県猿島郡五霞町大字江川	から 100 まで	12.7	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市下早見 茨城県猿島郡五霞町大字江川	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

埼玉県久喜市下早見から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
埼玉県久喜市下早見	から	—	メートル(土工部)	
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで	—	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
東北縦貫自動車道弘前線	埼玉県久喜市 下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション
都市計画道路 惣新田・幸手線	埼玉県幸手市 大字平須賀	立体接続	幸手インターチェンジ
一般国道4号	茨城県猿島郡五霞町 大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ

(4)工事予算

25,514 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

- イ 埼玉県久喜市下早見(STA 274+95)から埼玉県幸手市大字上高野(STA 331+83)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ロ 埼玉県幸手市大字上高野(STA 331+83)から埼玉県幸手市大字上高野(STA 335+54)まで
平成 26 年 11 月 13 日
- ハ 埼玉県幸手市大字上高野(STA 335+54)から埼玉県幸手市大字上高野(STA 339+04)まで
平成 26 年 10 月 1 日
- ニ 埼玉県幸手市大字上高野(STA 339+04)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA 357+16)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ホ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA 357+16)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA 361+47)まで
平成 24 年 7 月 1 日
- ヘ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA 361+47)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA 361+56)まで
平成 25 年 1 月 15 日
- ト 埼玉県幸手市大字平須賀(STA 361+56)から埼玉県幸手市大字木立(STA 382+10)まで
平成 24 年 7 月 1 日
- チ 埼玉県幸手市大字木立(STA 382+10)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 5+37)まで
平成 26 年 8 月 1 日

別 紙 1

- リ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 5+37)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 10+43)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ヌ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 10+43)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 12+30)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ル 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 12+30)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 14+31)まで
平成 26 年 10 月 30 日
- ヲ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 14+31)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 15+01)まで
平成 26 年 11 月 13 日
- ワ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 15+01)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 16+91)まで
平成 26 年 10 月 30 日

幸手IC ランプ部

- カ 埼玉県幸手市大字平須賀(D-ST A 1+28)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A 0+64)まで
平成 26 年 5 月 1 日
- コ 埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A 0+64)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A 1+10)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- ク 埼玉県幸手市大字平須賀(A-ST A 1+06)から埼玉県幸手市大字平須賀(E-ST A 0+67)まで
平成 26 年 5 月 1 日

別 紙 1

レ 埼玉県幸手市大字平須賀(E-ST A 0+67)から埼玉県幸手市大字平須賀(E-ST A 1+12)まで
平成 26 年 8 月 1 日

幸手IC 管理施設部

ソ 埼玉県幸手市大字平須賀(D-ST A 1+31)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A 0+56)まで
平成 26 年 4 月 1 日

五霞IC ランプ部

ツ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-ST A 0+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-ST A 0+12)まで
平成 26 年 10 月 30 日

ネ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-ST A 0+12)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-ST A 1+93)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ナ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(B-ST A 1+86)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(B-ST A 3+68)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ラ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(C-ST A 0+52)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(C-ST A 2+25)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ム 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(D-ST A 1+79)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(D-ST A 4+50)まで
平成 26 年 10 月 30 日

別 紙 1

- ウ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(E-STA 0+00)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(E-STA 1+56)まで
平成 26 年 11 月 26 日
- ノ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(F-STA 1+58)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(F-STA 4+10)まで
平成 27 年 1 月 26 日
- オ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(G-STA 1+00)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(G-STA 4+12)まで
平成 27 年 1 月 26 日
- ク 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(H-STA 1+60)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(H-STA 3+91)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ヤ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 0+02)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 1+46)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- マ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 1+46)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 3+83)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ケ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 3+83)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 6+80)まで
平成 26 年 12 月 16 日
- フ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 6+80)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 7+37)まで
平成 26 年 12 月 6 日

別 紙 1

コ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 7+37)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 8+78)まで
平成 26 年 11 月 18 日

エ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 8+78)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 8+96)まで
平成 26 年 12 月 6 日

テ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 8+96)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 11+72)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ア 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 11+72)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 11+88)まで
平成 27 年 2 月 1 日

サ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 11+88)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 14+15)まで
平成 26 年 12 月 6 日

五霞IC 料金所部

キ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 5+65)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 6+30)まで
平成 26 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 27 年 3 月 29 日 (供用開始)

平成 27 年 10 月 31 日 (五霞インターチェンジ増設レーン 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26,725 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26,455 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

茨城県猿島郡五霞町大字江川	から
茨城県つくば市新井	まで

(ロ) 延長

茨城県猿島郡五霞町大字江川	から	35.4	キロメートル
茨城県つくば市新井	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 茨城県つくば市新井	から まで 第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 茨城県つくば市新井	から まで 100	35.4	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 茨城県つくば市新井	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
茨城県猿島郡五霞町大字江川	から	— メートル(土工部)
茨城県つくば市新井	まで	— メートル(橋梁部)
		— メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道4号	茨城県猿島郡 五霞町大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ
一般国道354号	茨城県猿島郡 境町大字蛇池	立体接続	境古河インターチェンジ
主要地方道結城岩井線	茨城県坂東市 富田	立体接続	坂東インターチェンジ
一般国道294号	茨城県常総市 三坂新田町	立体接続	常総インターチェンジ
県道取手つくば線	茨城県つくば市 柳橋	立体接続	つくば中央インターチェンジ

(4)工事予算

43, 594 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

- イ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 16+91)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 17+13)まで
平成 26 年 10 月 30 日
- ロ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 17+13)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 19+34)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ハ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 19+34)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 23+00)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ニ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 23+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 26+60)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ホ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 26+60)から茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA 30+20)まで
平成 26 年 12 月 11 日
- ヘ 茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA 30+20)から茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA 37+30)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ト 茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA 37+30)から茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA 41+90)まで
平成 26 年 11 月 1 日

別 紙 1

チ 茨城県猿島郡五霞町大字大福田 (STA 41+90) から茨城県猿島郡境町大字塚崎 (STA 50+25) まで
平成 26 年 9 月 1 日

リ 茨城県猿島郡境町大字塚崎 (STA 50+25) から茨城県猿島郡境町大字長井戸 (STA 79+72) まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヌ 茨城県猿島郡境町大字長井戸 (STA 79+72) から茨城県猿島郡境町大字長井戸 (STA 80+40) まで
平成 25 年 2 月 1 日

ル 茨城県猿島郡境町大字長井戸 (STA 80+40) から茨城県猿島郡境町大字西泉田 (STA 88+80) まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヲ-1-1-1 茨城県猿島郡境町大字西泉田 (STA 88+80) から茨城県猿島郡境町大字西泉田 (STA 92+00) まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ-1-1-2 茨城県猿島郡境町大字西泉田 (STA 92+00) から茨城県猿島郡境町大字西泉田 (STA 93+23) まで
平成 28 年 3 月 1 日

ヲ-1-1-3 茨城県猿島郡境町大字西泉田 (STA 93+23) から茨城県猿島郡境町大字西泉田 (STA 99+00) まで
平成 28 年 1 月 1 日

ヲ-1-1-4 茨城県猿島郡境町大字西泉田 (STA 99+00) から茨城県猿島郡境町山崎 (STA 111+28) まで
平成 28 年 8 月 1 日

別 紙 1

ヲ-1-2 茨城県猿島郡境町山崎(STA 111+28)から茨城県猿島郡境町山崎(STA 120+00)まで
平成 28 年 2 月 1 日

ヲ-1-3-1 茨城県猿島郡境町山崎(STA 120+00)から茨城県坂東市菅谷(STA 129+03)まで
平成 28 年 3 月 1 日

ヲ-1-3-2 茨城県坂東市菅谷(STA 129+03)から茨城県坂東市生子(STA 140+00)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ-1-3-3 茨城県坂東市生子(STA 140+00)から茨城県坂東市生子(STA 156+60)まで
平成 28 年 1 月 1 日

ヲ-1-4 茨城県坂東市生子(STA 156+60)から茨城県坂東市半谷(STA 159+11)まで
平成 28 年 2 月 1 日

ヲ-1-5-1 茨城県坂東市半谷(STA 159+11)から茨城県坂東市富田(STA 162+80)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ-1-5-2 茨城県坂東市富田(STA 162+80)から茨城県坂東市富田(STA 167+90)まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ-1-5-3 茨城県坂東市富田(STA 167+90)から茨城県坂東市富田(STA 172+45)まで
平成 28 年 4 月 1 日

別 紙 1

- ヲ-2 茨城県坂東市富田(STA 172+45)から茨城県坂東市弓田(STA 181+17)まで
平成 28 年 4 月 1 日
- ヲ-3-1 茨城県坂東市弓田(STA 181+17)から茨城県坂東市弓田(STA 182+22)まで
平成 28 年 6 月 1 日
- ヲ-3-2 茨城県坂東市弓田(STA 182+22)から茨城県坂東市弓田(STA 208+20)まで
平成 28 年 8 月 1 日
- ヲ-4 茨城県坂東市弓田(STA 208+20)から茨城県常総市大生郷町(STA 231+73)まで
平成 28 年 5 月 1 日
- ヲ-5 茨城県常総市大生郷町(STA 231+73)から茨城県常総市花島町(STA 251+16)まで
平成 28 年 8 月 1 日
- ヲ-6 茨城県常総市花島町(STA 251+16)から茨城県常総市三坂町(STA 266+19)まで
平成 28 年 5 月 1 日
- ヲ-7 茨城県常総市三坂町(STA 266+19)から茨城県常総市三坂町(STA 269+17)まで
平成 28 年 9 月 1 日
- ヲ-8 茨城県常総市三坂町(STA 269+17)から茨城県つくば市高良田元上新田(STA 292+93)まで
平成 28 年 5 月 1 日

別 紙 1

- ヲ-9 茨城県つくば市高良田元上新田 (STA 292+93) から茨城県つくば市高須賀 (STA 298+71) まで
平成 28 年 8 月 8 日
- ヲ-10 茨城県つくば市高須賀 (STA 298+71) から茨城県つくば市高須賀 (STA 302+38) まで
平成 28 年 6 月 1 日
- ヲ-11 茨城県つくば市高須賀 (STA 302+38) から茨城県つくば市高須賀 (STA 311+00) まで
平成 28 年 4 月 1 日
- ヲ-12 茨城県つくば市高須賀 (STA 311+00) から茨城県つくば市島名 (STA 343+77) まで
平成 28 年 8 月 8 日
- ヲ-13 茨城県つくば市島名 (STA 343+77) から茨城県つくば市平 (STA 352+40) まで
平成 28 年 5 月 1 日
- ヲ-14 茨城県つくば市平 (STA 352+40) から茨城県つくば市大白碓 (STA 354+00) まで
平成 28 年 8 月 8 日
- ヲ-15 茨城県つくば市大白碓 (STA 354+00) から茨城県つくば市柳橋 (STA 367+47) まで
平成 28 年 4 月 1 日
- ヲ-16 茨城県つくば市柳橋 (STA 367+47) から茨城県つくば市新井 (STA 371+21) まで
平成 28 年 8 月 8 日

坂東IC ランプ部

別 紙 1

ワ-1 茨城県坂東市富田(C-ST A 1+00)から茨城県坂東市富田(E-ST A 0+35)まで
平成 27 年 7 月 10 日

ワ-2 茨城県坂東市富田(A-ST A 1+00)から茨城県坂東市富田(A-ST A 4+02)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ-3 茨城県坂東市富田(B-ST A 1+00)から茨城県坂東市弓田(B-ST A 4+64)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ-4 茨城県坂東市富田(C-ST A 1+00)から茨城県坂東市富田(C-ST A 6+04)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ-5 茨城県坂東市富田(D-ST A 1+00)から茨城県坂東市富田(D-ST A 8+23)まで
平成 28 年 4 月 1 日

常総ICランプ部

カ-1 茨城県常総市三坂町(A-ST A 0+55)から茨城県常総市三坂町(E-ST A 0+25)まで
平成 27 年 7 月 1 日

カ-2 茨城県常総市三坂町(A-ST A 0+55)から茨城県常総市三坂町(A-ST A 1+00)まで
平成 28 年 3 月 1 日

常総ICランプ部

別 紙 1

カ-3 茨城県常総市三坂町(A-STA 6+35)から茨城県常総市三坂町(A-STA 6+90)まで
平成 28 年 5 月 1 日

カ-4 茨城県常総市三坂町(B-STA 6+92)から茨城県常総市三坂新田町(B-STA 8+12)まで
平成 28 年 5 月 1 日

カ-5 茨城県常総市三坂町(D-STA 2+40)から茨城県常総市三坂町(D-STA 5+68)まで
平成 28 年 5 月 1 日

カ-6 茨城県常総市三坂町(A-STA 0+77)から茨城県常総市三坂町(A-STA 6+35)まで
平成 28 年 9 月 1 日

カ-7 茨城県常総市三坂町(B-STA 1+00)から茨城県常総市三坂町(B-STA 6+92)まで
平成 28 年 9 月 1 日

カ-8 茨城県常総市三坂町(C-STA 0+77)から茨城県常総市三坂町(C-STA 4+31)まで
平成 28 年 9 月 1 日

カ-9 茨城県常総市三坂町(D-STA 1+00)から茨城県常総市三坂町(D-STA 2+40)まで
平成 28 年 9 月 1 日

つくば中央IC

ヨ-1 茨城県つくば市新井(A-STA 0+85)から茨城県つくば市新井(A-STA 3+55)まで
平成 28 年 8 月 8 日

別 紙 1

ヨ-2 茨城県つくば市新井(D-ST A 1+50)から茨城県つくば市柳橋(D-ST A 7+79)まで
平成 28 年 8 月 8 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 27 年 3 月 29 日 (五霞～境古河 供用開始)

平成 29 年 2 月 26 日 (境古河～つくば中央 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

46,580 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 45,753 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

茨城県稲敷市沼田	から
千葉県成田市吉岡	まで

(ロ) 延長

茨城県稲敷市沼田	から	20.3	キロメートル
千葉県成田市吉岡	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	第1種第2級	道路構造令
千葉県成田市吉岡	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	100	20.3	
千葉県成田市吉岡	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
茨城県稲敷市沼田 千葉県成田市吉岡	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2 2.30×1 2.50×1	3.50 2.30 2.50	—	—	—	稲敷～神崎 神崎～大栄 神崎～大栄
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
茨城県稲敷市沼田	から	— メートル(土工部)
千葉県成田市吉岡	まで	— メートル(橋梁部)
		— メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
主要地方道 江戸崎新利根線	茨城県稲敷市 沼田	立体接続	稲敷インターチェンジ
県道 江戸崎下総線	茨城県稲敷市 桑山	立体接続	稲敷東インターチェンジ
一般国道356号	千葉県香取郡 神崎町大字松崎	立体接続	神崎インターチェンジ
主要地方道 成田下総線	千葉県成田市 青山	立体接続	下総インターチェンジ
東関東自動車道 水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4)工事予算

20, 225 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手予定年月日

- イ-1 茨城県稲敷市沼田(STA 195+40)から茨城県稲敷市沼田(STA 203+05)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- イ-2 茨城県稲敷市沼田(STA203+05)から茨城県稲敷市沼田(STA205+45)まで
平成 25 年 7 月 1 日
- イ-3 茨城県稲敷市沼田(STA 205+45)から茨城県稲敷市沼田(STA 208+55)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- イ-4 茨城県稲敷市沼田(STA 208+55)から茨城県稲敷市沼田(STA 209+75)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ-5 茨城県稲敷市沼田(STA 209+75)から茨城県稲敷市沼田(STA 210+75)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- イ-6 茨城県稲敷市沼田(STA 210+75)から茨城県稲敷市江戸崎(STA 211+95)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ-7 茨城県稲敷市江戸崎(STA 211+95)から茨城県稲敷市江戸崎(STA 213+20)まで
平成 26 年 3 月 1 日

別 紙 1

- イ-8 茨城県稲敷市江戸崎(STA 213+20)から茨城県稲敷市江戸崎(STA 220+74)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ-9 茨城県稲敷市江戸崎(STA 220+74)から茨城県稲敷市江戸崎(STA 225+65)まで
平成 25 年 7 月 1 日
- イ-10 茨城県稲敷市江戸崎(STA 225+65)から茨城県稲敷市駒塚(STA 233+35)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- ロ-1 茨城県稲敷市駒塚(STA 233+35)から茨城県稲敷市駒塚(STA 233+85)まで
平成 25 年 11 月 1 日
- ロ-2 茨城県稲敷市駒塚(STA 233+85)から茨城県稲敷市駒塚(STA 236+00)まで
平成 26 年 3 月 1 日
- ロ-3 茨城県稲敷市駒塚(STA 236+00)から茨城県稲敷市椎塚(STA 237+82)まで
平成 25 年 9 月 1 日
- ロ-4 茨城県稲敷市椎塚(STA 237+82)から茨城県稲敷市椎塚(STA 242+85)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- ロ-5 茨城県稲敷市椎塚(STA 242+85)から茨城県稲敷市清水(STA 247+10)まで
平成 26 年 3 月 1 日

別 紙 1

- 6 茨城県稲敷市清水(STA 247+10)から茨城県稲敷市清水(STA 248+89)まで
平成 25 年 11 月 1 日
- 7 茨城県稲敷市清水(STA 248+89)から茨城県稲敷市清水(STA 252+90)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- ハ-1 茨城県稲敷市清水(STA 252+90)から茨城県稲敷市清水(STA 265+45)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- ハ-2 茨城県稲敷市清水(STA 265+45)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 4+65)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- 二-3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 4+65)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 7+80)まで
平成 25 年 11 月 1 日
- 二-4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 7+80)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 12+60)まで
平成 26 年 7 月 17 日
- 二-5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 12+60)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 13+24)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ-1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 13+24)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 13+55)まで
平成 26 年 9 月 1 日

別 紙 1

- ホ-2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 13+55)から千葉県成田市高(STA 17+20)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ-3 千葉県成田市高(STA 17+20)から千葉県成田市高(STA 17+80)まで
平成 26 年 10 月 1 日
- ホ-4 千葉県成田市高(STA 17+80)から千葉県成田市高(STA 19+40)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ-5 千葉県成田市高(STA 19+40)から千葉県成田市高(STA 19+64)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- ホ-6 千葉県成田市高(STA 19+64)から千葉県成田市高(STA 20+24)まで
平成 26 年 8 月 18 日
- ホ-7 千葉県成田市高(STA 20+24)から千葉県成田市高(STA 21+46)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- ホ-8 千葉県成田市高(STA 21+46)から千葉県成田市高(STA 22+02)まで
平成 26 年 11 月 10 日
- ホ-9 千葉県成田市高(STA 22+02)から千葉県成田市名木(STA 24+35)まで
平成 26 年 9 月 15 日

別 紙 1

- ホ-10 千葉県成田市名木(STA 24+35)から千葉県成田市名木(STA 27+80)まで
平成 26 年 11 月 20 日
- ホ-11 千葉県成田市名木(STA 27+80)から千葉県成田市名木(STA 31+20)まで
平成 26 年 12 月 1 日
- ホ-12 千葉県成田市名木(STA 31+20)から千葉県成田市名木(STA 32+10)まで
平成 26 年 10 月 1 日
- ホ-13 千葉県成田市名木(STA 32+10)から千葉県成田市名木(STA 35+50)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- ホ-14 千葉県成田市名木(STA 35+50)から千葉県成田市名木(STA 37+60)まで
平成 26 年 11 月 20 日
- ホ-15 千葉県成田市名木(STA 37+60)から千葉県成田市名木(STA 39+00)まで
平成 26 年 12 月 1 日
- ホ-16 千葉県成田市名木(STA 39+00)から千葉県成田市名木(STA 41+83)まで
平成 26 年 11 月 10 日
- ホ-17 千葉県成田市名木(STA 41+83)から千葉県成田市名木(STA 45+40)まで
平成 26 年 9 月 1 日

別 紙 1

- へ-1 千葉県成田市名木(STA 45+40)から千葉県成田市倉水(STA 59+20)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ-2 千葉県成田市倉水(STA 59+20)から千葉県成田市稲荷山(STA 60+40)まで
平成 26 年 12 月 1 日
- へ-3 千葉県成田市稲荷山(STA 60+40)から千葉県成田市稲荷山(STA 63+00)まで
平成 26 年 11 月 10 日
- へ-4 千葉県成田市稲荷山(STA 60+40)から千葉県成田市成井(STA 63+80)まで
平成 26 年 10 月 1 日
- へ-5 千葉県成田市成井(STA 63+80)から千葉県成田市成井(STA 66+20)まで
平成 26 年 11 月 20 日
- へ-6 千葉県成田市成井(STA 66+20)から千葉県成田市成井(STA 67+45)まで
平成 26 年 12 月 10 日
- へ-7 千葉県成田市成井(STA 67+45)から千葉県成田市成井(STA 68+20)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ-8 千葉県成田市成井(STA 68+20)から千葉県成田市成井(STA 71+40)まで
平成 26 年 8 月 1 日

別 紙 1

へ-9 千葉県成田市成井(STA 71+40)から千葉県成田市成井(STA 73+46)まで
平成 26 年 7 月 17 日

へ-10 千葉県成田市成井(STA 73+46)から千葉県成田市芝(STA 76+52)まで
平成 26 年 8 月 18 日

へ-11 千葉県成田市芝(STA 76+52)から千葉県成田市芝(STA 87+77)まで
平成 26 年 7 月 17 日

へ-12 千葉県成田市芝(STA 87+77)から千葉県成田市芝(STA 92+20)まで
平成 26 年 8 月 18 日

へ-13 千葉県成田市芝(STA 92+20)から千葉県成田市吉岡(STA 101+68)まで
平成 26 年 7 月 17 日

へ-14 千葉県成田市吉岡(STA 101+68)から千葉県成田市吉岡(STA 102+95)まで
平成 26 年 9 月 15 日

ト 千葉県成田市吉岡(STA 102+95)から千葉県成田市吉岡(STA 106+70)まで
平成 26 年 11 月 20 日

稲敷東IC

ハ 茨城県稲敷市清水(A-STA 0+85)から茨城県稲敷市清水(E-STA 0+55)まで

神崎IC

別 紙 1

二-1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C-STA 2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA 0+50)まで
平成 25 年 1 月 21 日

二-2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA 0+50)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA 3+25)まで
平成 25 年 10 月 1 日

二-3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(B-STA 2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(B-STA 7+06)まで
平成 26 年 7 月 17 日

二-4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C1-STA 2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(C1-STA 4+58)まで
平成 26 年 7 月 17 日

二-5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C2-STA 0+0)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(C2-STA 3+20)まで
平成 26 年 7 月 17 日

二-6 千葉県香取郡神崎町大字松崎(D-STA 0+0)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(D-STA 2+0)まで
平成 26 年 9 月 1 日

下総IC

へ-1 千葉県成田市青山(C1-STA 0+50)から千葉県成田市青山(E-STA 0+71)まで
平成 26 年 7 月 17 日

へ-2 千葉県成田市青山(C1-STA 0+50)から千葉県成田市青山(C1-STA 1+91)まで
平成 26 年 9 月 1 日

別 紙 1

- へ-3 千葉県成田市青山(A-STA 0+50)から千葉県成田市名木(A-STA 4+25)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ-4 千葉県成田市青山(B-STA 0+50)から千葉県成田市名木(B-STA 4+96)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ-5 千葉県成田市青山(C2-STA 1+91)から千葉県成田市名木(C2-STA 4+97)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ-6 千葉県成田市青山(D-STA 1+91)から千葉県成田市名木(D-STA 5+86)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ-7 千葉県成田市青山(E-STA 0+71)から千葉県成田市名木(E-STA 1+91)まで
平成 27 年 1 月 1 日

大栄JCT

- ト-1 千葉県成田市吉岡(B-STA 2+10)から千葉県成田市吉岡(B-STA 9+53)まで
平成 26 年 12 月 1 日
- ト-2 千葉県成田市吉岡(H-STA 2+10)から千葉県成田市吉岡(H-STA 7+48)まで
平成 26 年 12 月 1 日

神崎PA(仮称)

別 紙 1

チ-1 千葉県香取郡神崎町大字松崎から千葉県香取郡神崎町大字松崎まで
令和 6 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 26 年 4 月 12 日 (稲敷IC～神崎IC 供用開始)

平成 27 年 6 月 7 日 (神崎IC～大栄JCT 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22, 042 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 21, 760 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線
(東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都三鷹市北野	から
東京都練馬区大泉町	まで

(ロ) 延長

東京都三鷹市北野	から	9.8	キロメートル
東京都練馬区大泉町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
東京都三鷹市北野 東京都練馬区大泉町	から 第2種第1級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都三鷹市北野 東京都練馬区大泉町	から 80 まで	9.8	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.25メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
東京都三鷹市北野 東京都練馬区大泉町	から まで	6車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
トンネル部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
東京都三鷹市北野	から	— メートル(土工部)
東京都練馬区大泉町	まで	— メートル(橋梁部)
		— メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中央自動車道富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続 平面接続	中央ジャンクション(仮称) 本線
都道新宿国立線	東京都三鷹市牟礼	立体接続	東八道路インターチェンジ(仮称)
都道東京所沢線	東京都練馬区関町南	立体接続	青梅街道インターチェンジ(仮称)
都道練馬所沢線	東京都練馬区東大泉	立体接続	目白通りインターチェンジ(仮称)
東北縦貫自動車道弘前線	東京都練馬区大泉町	平面接続	本線
関越自動車道新潟線	東京都練馬区大泉町	立体接続	大泉ジャンクション

(4)工事予算

960, 908 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

- イ 東京都三鷹市北野(STA 63+36)から東京都練馬区石神井台(STA 133+16)まで
令和 2 年 4 月 1 日
- ロ 東京都練馬区石神井台(STA 133+16)から東京都練馬区石神井台(STA 137+10)まで
令和 2 年 4 月 1 日
- ハ 東京都練馬区石神井台(STA 137+10)から東京都練馬区石神井町(STA 149+40)まで
令和 元 年 8 月 15 日
- ニ 東京都練馬区石神井町(STA 149+40)から東京都練馬区大泉町(STA 159+15)まで
平成 29 年 6 月 1 日
- ホ 東京都練馬区大泉町(STA 159+15)から東京都練馬区大泉町(STA 160+89)まで
平成 26 年 9 月 11 日

- ・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,183,977 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,128,484 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(神奈川県横浜市栄区田谷町から神奈川県藤沢市城南二丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市栄区田谷町	から
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで

(ロ) 延長

神奈川県横浜市栄区田谷町	から	7.3	キロメートル
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町 神奈川県藤沢市城南二丁目	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町 神奈川県藤沢市城南二丁目	から 80 まで	7.3	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町	から	4車線	4車線	
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで			

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県横浜市栄区田谷町から神奈川県藤沢市城南二丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	2.25	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
神奈川県横浜市栄区田谷町	から	3.00	メートル(土工部)	
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで	3.00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号(横浜横須賀道路) 及び 都市計画道路横浜藤沢線	神奈川県横浜市栄区 田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県藤沢市 城南二丁目	立体接続	藤沢インターチェンジ
一般国道1号(新湘南バイパス)	神奈川県藤沢市 城南二丁目	平面接続	藤沢インターチェンジ

(4)工事予算

154,914 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

イ 神奈川県横浜市栄区田谷町(STA 00+73)から神奈川県藤沢市城南一丁目(STA 74+05)まで

令和 2 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

195, 173 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 185, 491 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(千葉県成田市吉岡から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

千葉県成田市吉岡	から
千葉県山武市松尾町谷津	まで

(ロ) 延長

千葉県成田市吉岡	から	18.5	キロメートル
千葉県山武市松尾町谷津	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
千葉県成田市吉岡 千葉県山武市松尾町谷津	から 第1種第2級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県成田市吉岡 千葉県山武市松尾町谷津	から 100 まで	18.5	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
千葉県成田市吉岡 千葉県山武市松尾町谷津	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

千葉県成田市吉岡から千葉県山武市松尾町谷津まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
千葉県成田市吉岡	から	—	メートル(土工部)	
千葉県山武市松尾町谷津	まで	—	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
東関東自動車道水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション
県道成田小見川鹿島港線	千葉県成田市 川上	立体接続	(主)成田小見川鹿島港線 インターチェンジ(仮称)
一般国道296号	千葉県香取郡 多古町喜多	立体接続	国道296号インターチェンジ (仮称)
一般国道126号(銚子連絡道路) 及び 県道成田松尾線	千葉県山武市 松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
一般国道126号(千葉東金道路)	千葉県山武市 松尾町谷津	平面接続	松尾横芝インターチェンジ

(4)工事予算

59, 560 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 千葉県成田市吉岡(STA 0+00)から千葉県山武市松尾町谷津(STA 184+90)まで
平成 31 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

66, 148 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 63, 116 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道（酒田みなとIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

山形県酒田市藤塚字ふけ田

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
主要地方道酒田八幡線	山形県酒田市 藤塚字南割	立体接続	酒田みなとインターチェンジ
日本海沿岸東北自動車道	山形県酒田市 藤塚字ふけ田	平面接続	本線 (新直轄)

(4)工事予算

1,367 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成年月日

令和 2 年 12 月 13 日 (供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,543 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,543 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 1,543 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（いわき小名浜IC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県いわき市山田町長沢

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
小名浜道路 (県道いわき上三坂小野線)	福島県いわき市 山田町長沢	立体接続	いわき小名浜インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1,890 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,105 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,009 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 弘前線 (平泉スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

岩手県西磐井郡平泉町字祇園

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道祇園線	岩手県西磐井郡平泉町字祇園	立体接続	平泉スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

3,973 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成年月日

令和 5 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 191 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 4, 191 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線（桑折JCT）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

福島県伊達郡桑折町大字松原

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道115号 (東北中央自動車道) 相馬福島道路	福島県伊達郡桑折町 大字松原	立体接続	桑折ジャンクション

(4)工事予算

6,884 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成年月日

令和 2 年 8 月 2 日 (供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,448 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7,448 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 7,448 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(大谷スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県宇都宮市宝木町及び駒生町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道大谷スマートインター1号線 及び 市道大谷スマートインター2号線	栃木県宇都宮市宝木町 及び 駒生町	立体接続	大谷スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

3,681 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,110 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線(三芳スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の箇所

埼玉県入間郡三芳町上富

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道幹線3号線 及び 町道上富69号線	埼玉県入間郡三芳町上富	立体接続	三芳スマートインターチェンジ

(4)工事予算

2,915 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,252 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)(横須賀PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号(有料道路名:横浜横須賀道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県横須賀市平作

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道7566号坂本芦名線	神奈川県横須賀市平作	立体接続	横須賀PAスマート インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,103 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,290 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(京葉JCT)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県市川市稲荷木

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道14号 (京葉道路)	千葉県市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション

(4) 工事予算

34,681 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 28 年 3 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

37,823 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 36,035 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道
(福島県いわき市好間町から福島県双葉郡広野町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県いわき市好間町	から
福島県双葉郡広野町	まで

(ロ) 延長

福島県いわき市好間町	から	26.6	キロメートル
福島県双葉郡広野町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
福島県いわき市好間町 から 福島県双葉郡広野町 まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県いわき市好間町 から 福島県双葉郡広野町 まで	100	26.6	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福島県いわき市好間町 から 福島県双葉郡広野町 まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

福島県いわき市好間町から福島県双葉郡広野町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県いわき市好間町	から	4.50	メートル(土工部)	
福島県双葉郡広野町	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

115,497 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 3 年 3 月 30 日 (一部供用開始)

令和 3 年 6 月 13 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

123,346 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 122,810 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道
(宮城県亶理郡山元町大平から宮城県亶理郡亶理町逢隈まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

宮城県亶理郡山元町大平	から
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで

(ロ) 延長

宮城県亶理郡山元町大平	から	11.5	キロメートル
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
宮城県亶理郡山元町大平	から	第1種第2級	道路構造令
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亶理郡山元町大平	から	100	11.5	
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亶理郡山元町大平	から	4車線	4車線	4車線化
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで			

(ト)路肩の標準幅員

宮城県亶理郡山元町大平から宮城県亶理郡亶理町逢隈まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
宮城県亶理郡山元町大平	から	4.50	メートル(土工部)	
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

28,461 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 3 年 3 月 6 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32,933 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 32,733 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道6号(仙台東部道路)
(宮城県亶理郡亶理町逢隈から宮城県岩沼市押分まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道6号
(有料道路名 : 仙台東部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

宮城県亶理郡亶理町逢隈	から
宮城県岩沼市押分	まで

(ロ) 延長

宮城県亶理郡亶理町逢隈	から	2.2	キロメートル
宮城県岩沼市押分	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
宮城県亶理郡亶理町逢隈	から	第1種第2級	道路構造令
宮城県岩沼市押分	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亶理郡亶理町逢隈	から	100	2.2	
宮城県岩沼市押分	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亶理郡亶理町逢隈	から	4車線	4車線	4車線化
宮城県岩沼市押分	まで			

(ト)路肩の標準幅員

宮城県亶理郡亶理町逢隈から宮城県岩沼市押分まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
宮城県亘理郡亘理町逢隈	から	4.50	メートル(土工部)	
宮城県岩沼市押分	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

12,202 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 3 年 3 月 6 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14,040 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 13,961 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(都賀西方スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県栃木市都賀町及び西方町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道都賀西方スマートインター1号線 及び 市道都賀西方スマートインター2号線	栃木県栃木市都賀町 及び 西方町	立体接続	都賀西方スマートインターチェンジ

(4)工事予算

1,737 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 5 年 9 月 10 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,982 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線
(茨城県潮来市延方から茨城県鉾田市秋山まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

茨城県潮来市延方	から
茨城県銚田市秋山	まで

(ロ) 延長

茨城県潮来市延方	から	30.9	キロメートル
茨城県銚田市秋山	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
茨城県潮来市延方 茨城県銚田市秋山	から まで 第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県潮来市延方 茨城県銚田市秋山	から まで 80	30.9	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
茨城県潮来市延方 茨城県銚田市秋山	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

茨城県潮来市延方から茨城県銚田市秋山まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	0.75×2	1.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
茨城県潮来市延方	から	—	メートル(土工部)
茨城県鉾田市秋山	まで	—	メートル(橋梁部)
		—	メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道水戸神栖線 及び 市道(潮)1級13号線	茨城県潮来市 延方	立体接続	潮来インターチェンジ
市道麻生1-17号	茨城県行方市 石神	立体接続	麻生インターチェンジ(仮称)
一般国道354号	茨城県行方市 両宿	立体接続	北浦インターチェンジ(仮称)
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ

(4)工事予算

27,041 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手予定年月日

イ 茨城県銚田市塔ヶ崎(STA.286+04)から茨城県銚田市秋山(28+10.3)
平成 29 年 7 月 1 日

ロ 茨城県潮来市延方(STA.-1-8.1)から茨城県銚田市塔ヶ崎(STA.286+04)
令和 7 年 4 月 1 日

・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける
年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30,969 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 29,547 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 弘前線(菅生スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県柴田郡村田町菅生

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
主要地方道仙台村田線	宮城県柴田郡村田町菅生	立体接続	菅生スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2,783 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 5 年 3 月 25 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,296 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線（甘楽PAスマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の箇所

群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉及び天引

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道甘楽PAスマートIC線	群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉 及び 天引	立体接続	甘楽スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1,477 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 5 年 3 月 25 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,707 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北関東自動車道（出流原PAスマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県佐野市出流原町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道出流原PA スマートインター線(西行) 及び 市道出流原PA スマートインター線(東行)	栃木県佐野市出流原町	立体接続	出流原スマートインターチェンジ

(4)工事予算

1,711 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 4 年 9 月 19 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,059 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(つくばスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

茨城県つくば市島名

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道つくばスマートICアクセス1号線 及び 市道つくばスマートICアクセス2号線	茨城県つくば市島名	立体接続	つくばスマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

1,938 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,390 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(埼玉県久喜市大字下早見から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県久喜市大字下早見	から
千葉県成田市吉岡	まで

(ロ) 延長

埼玉県久喜市大字下早見	から	92.2	キロメートル
千葉県成田市吉岡	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般道路事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見	から	第1種第2級	道路構造令
千葉県成田市吉岡	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見	から	100	92.2	
千葉県成田市吉岡	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見 千葉県成田市吉岡	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

埼玉県久喜市大字下早見から千葉県成田市吉岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
埼玉県久喜市大字下早見	から	3.00	メートル(土工部)	
千葉県成田市吉岡	まで	3.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

388,606 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 5 年 3 月 31 日 (久喜白岡JCT～幸手IC、境古河IC～坂東IC 供用開始)

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

428,731 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 409,820 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(栗原IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県栗原市築館萩沢

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
主要地方道築館登米線	宮城県栗原市築館萩沢	立体接続	栗原インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

ー 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

イ 宮城県栗原市築館萩沢(STA 485+00)から宮城県栗原市築館萩沢(STA 489+60)まで
令和 5 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

- 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道(胎内スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県胎内市鴻ノ巣及び宮瀬

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道日東道側道1号線 及び市道日東道側道2号線	新潟県胎内市鴻ノ巣 及び 宮瀬	立体接続	胎内スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1,282 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成年月日

令和 5 年 3 月 26 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,448 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)
(債務引受額 1,448 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北関東自動車道(下野スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県下野市下古山及び上古山

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道下野スマートインター線(西行き) 及び 市道下野スマートインター線(東行き)	栃木県下野市下古山 及び 上古山	立体接続	下野スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

2,203 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,787 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道長野線(筑北スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道長野線

(2) 工事の箇所

長野県東筑摩郡筑北村西条小仁熊

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
村道滝上北線	長野県東筑摩郡筑北村 西条小仁熊	立体接続	筑北スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2,405 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日

令和 5 年 12 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,874 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 弘前線 (蓮田スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県蓮田市大字川島及び黒浜

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道蓮田白岡久喜線 及び 市道57号線	埼玉県蓮田市大字川島 及び 黒浜	立体接続	蓮田スマートインターチェンジ

(4)工事予算

1,390 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 4 年 4 月 24 日 (上り線 供用開始)

令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,738 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(花巻PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

岩手県花巻市諏訪 及び 大谷地

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道山の神諏訪線 及び 県道花巻和賀線	岩手県花巻市諏訪 及び 大谷地	立体接続	花巻PAスマートインターチェンジ

(4)工事予算

1,309 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,685 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線（山形PAスマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県山形市大道端

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道西部工業団地村木沢線	山形県山形市大道端	立体接続	山形PAスマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1,433 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,812 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(つくばみらいスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県つくばみらい市古川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
(仮称)つくばみらいスマートIC1号線 及び (仮称)つくばみらいスマートIC2号線	茨城県つくばみらい市古川	立体接続	つくばみらいスマート インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

2,322 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,917 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(小高スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県南相馬市小高区大田和

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道大田和インター線 及び 市道川房インター線	福島県南相馬市小高区大田和	立体接続	小高スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

2,613 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,263 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道4号(東埼玉道路)
(埼玉県八潮市大字八條から埼玉県北葛飾郡松伏町田島まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道4号(東埼玉道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県八潮市大字八條	から
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで

(ロ) 延長

埼玉県八潮市大字八條	から	9.5	キロメートル
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
埼玉県八潮市大字八條 埼玉県北葛飾郡松伏町田島	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県八潮市大字八條 埼玉県北葛飾郡松伏町田島	から 80 まで	9.5	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県八潮市大字八條 埼玉県北葛飾郡松伏町田島	から まで	4車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

埼玉県八潮市大字八條から埼玉県北葛飾郡松伏町田島まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
埼玉県八潮市大字八條	から	3.00	メートル(土工部)	
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで	3.00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道4号 及び 常磐自動車道	埼玉県八潮市大字八條	立体接続	草加八潮インター ・ジャンクション(仮称)
一般国道4号	埼玉県草加市柿木町	立体接続	蒲生柿木川戸線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県越谷市大成町	立体接続	越谷吉川線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県吉川市大字川藤	立体接続	越谷総合公園川藤線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県北葛飾郡松伏町田島	立体接続	浦和野田線 インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

16,709 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 10 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19,569 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 18,680 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線
(北海道勇払郡占冠村字中央から北海道勇払郡占冠村字上トママまで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

北海道勇払郡占冠村字中央	から
北海道勇払郡占冠村字上トマム	まで

(ロ) 延長

北海道勇払郡占冠村字中央	から	26.2	キロメートル
北海道勇払郡占冠村字上トマム	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央 北海道勇払郡占冠村字上トママ	から まで 第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央 北海道勇払郡占冠村字上トママ	から まで 100	26. 2	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央 北海道勇払郡占冠村字上トママ	から まで 4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

北海道勇払郡占冠村字中央から北海道勇払郡占冠村字上トママまで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
北海道勇払郡占冠村字中央	から	4.50	メートル(土工部)	
北海道勇払郡占冠村字上トマム	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

97,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

111,352 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 106,109 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道
(福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市原町区大字信田沢まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県双葉郡浪江町大字室原	から
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで

(なお、事業着手する区間については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までとする。)

(ロ) 延長

福島県双葉郡浪江町大字室原	から	18.4	キロメートル
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで	(1.9)	

※ ()内は福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までを表す。

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原 から 福島県南相馬市原町区大字信田沢 まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原 から 福島県南相馬市原町区大字信田沢 まで	100	18.4	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原 から 福島県南相馬市原町区大字信田沢 まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市原町区大字信田沢まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	2.50	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県双葉郡浪江町大字室原	から	4.50	メートル(土工部)	
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

45,000百万円(消費税込み)

(うち、福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの
工事予算7,000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

(なお、上記については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,211 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 8,800 百万円)(消費税込み)

なお、上記については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(長流枝スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道河東郡音更町字長流枝

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道長流枝スマートインター線	北海道河東郡音更町字長流枝	立体接続	長流枝スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

3,004 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,019 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(白石中央スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県白石市大平中目

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
白石中央スマートインター1号線 白石中央スマートインター2号線	宮城県白石市大平中目	立体接続	白石中央スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

2,421 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,051 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線(天童南スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県天童市大字高揃

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道スマートインター2号線	山形県天童市大字高揃	立体接続	天童南スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2,284 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,157 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線(若穂スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の箇所

長野県長野市若穂川田

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
長野市道(仮称)若穂西298号線	長野県長野市若穂川田	立体接続	若穂スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2,745 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 523 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(三郷料金所スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市小谷堀

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道1313号線、市道1704号線、 市道1705号線 及び 市道1706号線	埼玉県三郷市小谷堀	立体接続	三郷料金所 スマートインターチェンジ

(4)工事予算

921 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,261 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北陸自動車道(大積スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県長岡市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道二和55号線 及び 市道二和143号線	新潟県長岡市宮本東方町 及び 大積善間町	平面接続	大積スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

1,347 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,875 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道13号(米沢南陽道路)(高畠スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道13号
(有料道路名 : 米沢南陽道路)

(2) 工事の箇所

山形県東置賜郡高畠町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道高畠インター1号線 町道高畠インター2号線	山形県東置賜郡高畠町	立体接続	高畠スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

1,810 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,534 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(北千葉JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県市川市堀之内

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道464号 (北千葉道路)	千葉県市川市堀之内	平面接続	北千葉ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

132,441 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

158,079 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 150,480 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線
(北海道勇払郡占冠村字上トマムから北海道上川郡清水町字清水まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

北海道勇払郡占冠村字上トママ	から
北海道上川郡清水町字清水	まで

(ロ) 延長

北海道勇払郡占冠村字上トママ	から	20.9	キロメートル
北海道上川郡清水町字清水	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
北海道勇払郡占冠村字上トマム から 北海道上川郡清水町字清水 まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道勇払郡占冠村字上トマム から 北海道上川郡清水町字清水 まで	100	20.9	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
北海道勇払郡占冠村字上トマム	から	4車線	4車線	4車線化
北海道上川郡清水町字清水	まで			

(ト)路肩の標準幅員

北海道勇払郡占冠村字上トマムから北海道上川郡清水町字清水まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
北海道勇払郡占冠村字上トママ	から	4.50	メートル(土工部)	
北海道上川郡清水町字清水	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

52,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 北海道勇払郡占冠村字上トママから北海道空知郡南富良野町字落合まで
令和 4 年 5 月 1 日

ロ 北海道空知郡南富良野町字落合から北海道上川郡新得町新得まで
令和 3 年 5 月 1 日

別 紙 1

ハ 北海道上川郡新得町新得から北海道上川郡清水町字清水まで
令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

65,252 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 62,289 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道釜石秋田線
(岩手県北上市和賀町煤孫から岩手県和賀郡西和賀町大渡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道釜石秋田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岩手県北上市和賀町煤孫	から
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで

(ロ) 延長

岩手県北上市和賀町煤孫	から	21.6	キロメートル
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
岩手県北上市和賀町煤孫 岩手県和賀郡西和賀町大渡	から まで 第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岩手県北上市和賀町煤孫 岩手県和賀郡西和賀町大渡	から まで 80	21.6	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岩手県北上市和賀町煤孫 岩手県和賀郡西和賀町大渡	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

岩手県北上市和賀町煤孫から岩手県和賀郡西和賀町大渡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
岩手県北上市和賀町煤孫	から	3.00	メートル(土工部)	
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで	3.00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

98,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

115,498 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 110,077 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線
(福島県河沼郡会津坂下町大字坂本から福島県耶麻郡西会津町大字野沢まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで

(ロ) 延長

福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から	11.4	キロメートル
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本 から 福島県耶麻郡西会津町大字野沢 まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本 から 福島県耶麻郡西会津町大字野沢 まで	80	11.4	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から	4車線	4車線	4車線化
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県河沼郡会津坂下町大字坂本から福島県耶麻郡西会津町大字野沢まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から	3.00	メートル(土工部)	
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで	3.00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

7,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,232 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,827 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線
(新潟県東蒲原郡阿賀町津川から新潟県阿賀野市新保まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から
新潟県阿賀野市新保	まで

(ロ) 延長

新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から	14.9	キロメートル
新潟県阿賀野市新保	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川 新潟県阿賀野市新保	から まで 第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川 新潟県阿賀野市新保	から まで 80	14.9	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川 から 新潟県阿賀野市新保 まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

新潟県東蒲原郡阿賀町津川から新潟県阿賀野市新保まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から	3.00	メートル(土工部)	
新潟県阿賀野市新保	まで	3.00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

30,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

38,088 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 36,373 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道
(福島県相馬市大字坪田から福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県相馬市大字坪田	から
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで

(ロ) 延長

福島県相馬市大字坪田	から	8.5	キロメートル
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
福島県相馬市大字坪田 から 福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺 まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬市大字坪田 から 福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺 まで	100	8.5	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福島県相馬市大字坪田	から	4車線	4車線	4車線化
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県相馬市大字坪田から福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県相馬市大字坪田	から	4.50	メートル(土工部)	
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

22,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28,763 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27,481 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)
(宮城県宮城郡利府町沢乙から宮城県富谷市穀田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号(仙台北部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

宮城県宮城郡利府町沢乙	から
宮城県富谷市穀田	まで

(ロ) 延長

宮城県宮城郡利府町沢乙	から	6.6	キロメートル
宮城県富谷市穀田	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 宮城県富谷市穀田	から 第1種第2級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 宮城県富谷市穀田	から 100 まで	6.6	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 宮城県富谷市穀田	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

宮城県宮城郡利府町沢乙から宮城県富谷市穀田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
宮城県宮城郡利府町沢乙	から	4.50	メートル(土工部)	
宮城県富谷市穀田	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

19,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25,496 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24,358 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北関東自動車道(笠間PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県笠間市上加賀田

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道笠間PAスマートIC線	茨城県笠間市上加賀田	立体接続	笠間PAスマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

1,549 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,081 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道
(福島県双葉郡広野町上北迫から福島県双葉郡楢葉町上繁岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県双葉郡広野町上北迫	から
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで

(ロ) 延長

福島県双葉郡広野町上北迫	から	5.3	キロメートル
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
福島県双葉郡広野町上北迫 から 福島県双葉郡檜葉町上繁岡 まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡広野町上北迫 から 福島県双葉郡檜葉町上繁岡 まで	100	7.3	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福島県双葉郡広野町上北迫	から	4車線	4車線	4車線化
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県双葉郡広野町上北迫から福島県双葉郡檜葉町上繁岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県双葉郡広野町上北迫	から	4.50	メートル(土工部)	
福島県双葉郡楡葉町上繁岡	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

31,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

36,359 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 34,667 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線
(新得PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡新得町字新得西九線

(3) 工事予算

2,748 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

② 工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,764 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,616 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線
(新得スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡新得町字新得西九線

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道新得インター北線 町道新得インター南線	北海道上川郡新得町字広内	立体接続	新得スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

819 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,248 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線
(八幡平スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

岩手県八幡平市星沢及び細野

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道スマートIC上り線 市道スマートIC下り線	岩手県八幡平市星沢 及び 細野	立体接続	八幡平スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

3,162 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,201 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(外環八潮スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県八潮市八條

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道外環八潮スマートIC内回り線 市道外環八潮スマートIC外回り線	埼玉県八潮市八條	立体接続	外環八潮スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

1,373 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,115 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(千代田PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県かすみがうら市中佐谷

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道8-2932号線 及び 市道8-0997号線	茨城県かすみがうら市中佐谷	立体接続	千代田PAスマート インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

1,268 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,797 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線
(検見川・真砂スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県千葉市美浜区真砂

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道検見川・真砂スマートIC ONランプ線 市道検見川・真砂スマートIC OFFランプ線	千葉県千葉市美浜区真砂	立体接続	検見川・真砂スマート インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

2,679 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 15 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,605 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北関東自動車道(足利スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県足利市五十部町及び山下町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道足利スマートインター線(西行き) 市道足利スマートインター線(東行き)	栃木県足利市五十部町 及び 山下町	立体接続	足利スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

3, 254 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 030 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

別紙 1 - 2 2 7 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線(屋代スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の箇所

長野県千曲市屋代

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道返町東西線	長野県千曲市屋代	立体接続	屋代スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

3,555 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手予定年月日

令和 5 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,819 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北関東自動車道(壬生PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県下都賀郡壬生町国谷

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道壬生PAスマートインター線 (西行き)	栃木県下都賀郡壬生町国谷	立体接続	壬生PAスマートインターチェンジ (仮称)
町道壬生PAスマートインター線 (東行き)			

(4)工事予算

2,047 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 5 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,759 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	24,213百万円
H 1 9	25,071百万円
H 2 0	24,580百万円
H 2 1	37,064百万円
H 2 2	50,385百万円
H 2 3	34,989百万円
H 2 4	33,071百万円
H 2 5	41,256百万円
H 2 6	68,784百万円
H 2 7	95,856百万円
H 2 8	88,927百万円
H 2 9	99,841百万円
H 3 0	103,997百万円
R 1	133,660百万円
R 2	161,228百万円
R 3	170,751百万円
R 4	154,378百万円
R 5	257,361百万円
R 6	176,281百万円
R 7	83,075百万円
R 8	165,767百万円
R 9	51,876百万円
R 1 0	51,995百万円
R 1 1	48,530百万円
R 1 2	189,148百万円
R 1 3	54,425百万円
R 1 4	54,913百万円
R 1 5	53,907百万円
R 1 6	54,893百万円
R 1 7	54,394百万円
R 1 8	55,191百万円
R 1 9	55,516百万円
R 2 0	54,653百万円
R 2 1	54,521百万円
R 2 2	54,575百万円
R 2 3	54,607百万円
R 2 4	55,057百万円
R 2 5	54,991百万円
R 2 6	54,157百万円
R 2 7	53,449百万円
R 2 8	53,427百万円
R 2 9	53,363百万円
R 3 0	54,294百万円
R 3 1	53,013百万円
R 3 2	53,448百万円
R 3 3	54,083百万円
R 3 4	54,083百万円
R 3 5	54,083百万円
R 3 6	54,083百万円
R 3 7	54,083百万円
R 3 8	53,563百万円
R 3 9	53,563百万円
R 4 0	53,563百万円
R 4 1	53,563百万円
R 4 2	53,563百万円
R 4 3	54,255百万円
R 4 4	54,255百万円
R 4 5	14,776百万円

(注1) 平成18年度から令和4年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	91,762百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

別紙5

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

東日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	9百万円
H27	214百万円
H28	671百万円
H29	1,492百万円
H30	2,590百万円
R1	903百万円
R2	1,102百万円
R3	1,574百万円
R4	2,400百万円
R5	2,513百万円
R6	2,137百万円
R7	6,625百万円
R8	4,415百万円
R9	1,531百万円
R10	1,438百万円
R11	1,888百万円
R12	939百万円
R13	326百万円
R14	476百万円
R15	0百万円
R16	0百万円
R17	0百万円
R18	0百万円
R19	0百万円
R20	0百万円
R21	0百万円
R22	0百万円
R23	0百万円
R24	0百万円
R25	0百万円
R26	0百万円
R27	0百万円
R28	0百万円
R29	0百万円
R30	0百万円
R31	0百万円
R32	0百万円
R33	0百万円
R34	0百万円
R35	0百万円
R36	0百万円
R37	0百万円
R38	0百万円
R39	0百万円
R40	0百万円
R41	0百万円
R42	0百万円
R43	0百万円
R44	0百万円
R45	0百万円

(注1) 平成26年度から令和4年度までは実績値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構造物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(551,875百万円) 551,875百万円	(63,667百万円) 47,550百万円	(379,925百万円) 391,645百万円	(127,702百万円) 111,107百万円	(252,223百万円) 280,538百万円
H 1 9	(559,192百万円) 558,180百万円	(67,965百万円) 51,619百万円	(405,577百万円) 425,162百万円	(136,324百万円) 120,616百万円	(269,253百万円) 304,546百万円
H 2 0	(555,373百万円) 522,469百万円	(68,941百万円) 49,115百万円	(411,402百万円) 404,532百万円	(138,282百万円) 114,763百万円	(273,120百万円) 289,769百万円
H 2 1	(449,377百万円) 420,422百万円	(55,670百万円) 39,424百万円	(332,204百万円) 324,717百万円	(111,662百万円) 92,120百万円	(220,542百万円) 232,597百万円
H 2 2	(447,103百万円) 414,736百万円	(54,937百万円) 34,125百万円	(327,833百万円) 281,068百万円	(110,193百万円) 79,737百万円	(217,640百万円) 201,331百万円
H 2 3	(436,821百万円) 400,681百万円	(39,902百万円) 36,286百万円	(328,653百万円) 298,870百万円	(93,237百万円) 84,788百万円	(235,416百万円) 214,082百万円
H 2 4	(429,007百万円) 471,361百万円	(38,674百万円) 42,912百万円	(318,541百万円) 353,445百万円	(90,368百万円) 100,270百万円	(228,173百万円) 253,175百万円
H 2 5	(430,686百万円) 484,935百万円	(32,447百万円) 41,206百万円	(267,253百万円) 339,394百万円	(75,818百万円) 96,284百万円	(191,435百万円) 243,110百万円
H 2 6	(516,202百万円) 605,006百万円	(38,687百万円) 50,781百万円	(318,649百万円) 418,260百万円	(90,399百万円) 118,658百万円	(228,250百万円) 299,602百万円
H 2 7	(518,644百万円) 628,371百万円	(39,437百万円) 53,140百万円	(324,824百万円) 437,691百万円	(92,151百万円) 124,170百万円	(232,673百万円) 313,521百万円
H 2 8	(566,074百万円) 626,183百万円	(40,169百万円) 53,492百万円	(330,850百万円) 440,591百万円	(93,860百万円) 124,993百万円	(236,990百万円) 315,598百万円
H 2 9	(596,278百万円) 649,995百万円	(35,238百万円) 54,109百万円	(290,238百万円) 445,668百万円	(82,339百万円) 126,433百万円	(207,899百万円) 319,235百万円
H 3 0	(604,439百万円) 670,878百万円	(29,639百万円) 54,693百万円	(244,123百万円) 450,479百万円	(69,256百万円) 127,798百万円	(174,867百万円) 322,681百万円
R 1	(605,161百万円) 667,503百万円	(33,421百万円) 50,960百万円	(275,272百万円) 419,734百万円	(78,093百万円) 119,076百万円	(197,179百万円) 300,658百万円
R 2	(609,161百万円) 529,031百万円	(33,421百万円) 35,398百万円	(275,272百万円) 291,553百万円	(78,093百万円) 82,712百万円	(197,179百万円) 208,841百万円
R 3	(529,690百万円) 568,482百万円	(25,604百万円) 36,180百万円	(210,886百万円) 298,000百万円	(59,827百万円) 84,541百万円	(151,059百万円) 213,459百万円
R 4	(522,020百万円) 613,746百万円	(19,068百万円) 41,196百万円	(157,056百万円) 339,313百万円	(44,556百万円) 96,261百万円	(112,500百万円) 243,052百万円
R 5	513,317百万円	13,495百万円	111,150百万円	31,533百万円	79,617百万円
R 6	538,407百万円	22,063百万円	181,718百万円	51,552百万円	130,166百万円
R 7	577,518百万円	34,577百万円	284,790百万円	80,793百万円	203,997百万円
R 8	577,822百万円	21,847百万円	179,943百万円	51,049百万円	128,894百万円
R 9	578,522百万円	42,283百万円	348,267百万円	98,801百万円	249,466百万円
R 1 0	577,273百万円	39,471百万円	325,103百万円	92,230百万円	232,873百万円
R 1 1	579,944百万円	14,317百万円	117,919百万円	33,453百万円	84,466百万円
R 1 2	577,613百万円	38,781百万円	319,421百万円	90,618百万円	228,803百万円
R 1 3	588,453百万円	53,345百万円	439,379百万円	124,649百万円	314,730百万円
R 1 4	594,564百万円	53,908百万円	444,013百万円	125,964百万円	318,049百万円
R 1 5	599,758百万円	54,528百万円	449,121百万円	127,413百万円	321,708百万円
R 1 6	604,732百万円	54,927百万円	452,409百万円	128,346百万円	324,063百万円
R 1 7	597,862百万円	54,290百万円	447,158百万円	126,856百万円	320,302百万円
R 1 8	588,448百万円	53,268百万円	438,744百万円	124,469百万円	314,275百万円
R 1 9	580,314百万円	52,422百万円	431,772百万円	122,491百万円	309,281百万円
R 2 0	572,993百万円	51,776百万円	426,451百万円	120,982百万円	305,469百万円
R 2 1	566,740百万円	51,163百万円	421,406百万円	119,550百万円	301,856百万円
R 2 2	555,516百万円	50,035百万円	412,113百万円	116,914百万円	295,199百万円
R 2 3	548,287百万円	49,308百万円	406,128百万円	115,216百万円	290,912百万円
R 2 4	540,111百万円	48,445百万円	399,020百万円	113,200百万円	285,820百万円
R 2 5	533,789百万円	47,819百万円	393,865百万円	111,737百万円	282,128百万円
R 2 6	523,665百万円	46,890百万円	386,208百万円	109,565百万円	276,643百万円
R 2 7	514,418百万円	46,035百万円	379,172百万円	107,569百万円	271,603百万円
R 2 8	507,160百万円	45,311百万円	373,208百万円	105,877百万円	267,331百万円
R 2 9	500,778百万円	44,679百万円	368,002百万円	104,400百万円	263,602百万円
R 3 0	490,731百万円	43,581百万円	358,955百万円	101,833百万円	257,122百万円
R 3 1	482,536百万円	42,889百万円	353,257百万円	100,217百万円	253,040百万円
R 3 2	473,270百万円	41,919百万円	345,263百万円	97,949百万円	247,314百万円
R 3 3	467,879百万円	41,316百万円	340,297百万円	96,540百万円	243,757百万円
R 3 4	457,526百万円	40,280百万円	331,765百万円	94,120百万円	237,645百万円
R 3 5	448,817百万円	39,408百万円	324,588百万円	92,084百万円	232,504百万円
R 3 6	440,553百万円	38,582百万円	317,778百万円	90,152百万円	227,626百万円
R 3 7	432,657百万円	37,792百万円	311,271百万円	88,306百万円	222,965百万円
R 3 8	423,674百万円	36,945百万円	304,296百万円	86,327百万円	217,969百万円
R 3 9	415,167百万円	36,094百万円	297,285百万円	84,338百万円	212,947百万円
R 4 0	406,465百万円	35,223百万円	290,115百万円	82,304百万円	207,811百万円
R 4 1	399,942百万円	34,570百万円	284,739百万円	80,779百万円	203,960百万円
R 4 2	388,731百万円	33,449百万円	275,499百万円	78,157百万円	197,342百万円
R 4 3	380,952百万円	32,601百万円	268,518百万円	76,177百万円	192,341百万円
R 4 4	372,374百万円	31,743百万円	261,450百万円	74,172百万円	187,278百万円
R 4 5	50,158百万円	3,517百万円	28,965百万円	8,217百万円	20,748百万円

(注1) 平成18年度から令和4年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

別紙 7

(協定第10条第1項関連)

計画料金収入の額

東日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(709,612百万円) 711,810百万円
H 1 9	(722,190百万円) 713,956百万円
H 2 0	(719,683百万円) 679,582百万円
H 2 1	(613,220百万円) 578,132百万円
H 2 2	(621,266百万円) 582,686百万円
H 2 3	(607,061百万円) 564,850百万円
H 2 4	(604,468百万円) 652,866百万円
H 2 5	(607,533百万円) 667,857百万円
H 2 6	(700,369百万円) 796,177百万円
H 2 7	(710,760百万円) 827,595百万円
H 2 8	(778,089百万円) 845,979百万円
H 2 9	(800,738百万円) 862,463百万円
H 3 0	(811,935百万円) 886,493百万円
R 1	(822,438百万円) 892,998百万円
R 2	(839,113百万円) 750,592百万円
R 3	(770,368百万円) 816,863百万円
R 4	(772,616百万円) 872,068百万円
R 5	776,756百万円
R 6	798,859百万円
R 7	801,523百万円
R 8	801,035百万円
R 9	802,862百万円
R 1 0	800,435百万円
R 1 1	800,269百万円
R 1 2	800,290百万円
R 1 3	812,994百万円
R 1 4	820,947百万円
R 1 5	825,303百万円
R 1 6	826,363百万円
R 1 7	820,089百万円
R 1 8	809,281百万円
R 1 9	800,699百万円
R 2 0	792,119百万円
R 2 1	785,667百万円
R 2 2	774,955百万円
R 2 3	766,372百万円
R 2 4	757,792百万円
R 2 5	751,246百万円
R 2 6	740,629百万円
R 2 7	732,046百万円
R 2 8	723,466百万円
R 2 9	716,827百万円
R 3 0	706,302百万円
R 3 1	697,720百万円
R 3 2	689,139百万円
R 3 3	682,406百万円
R 3 4	671,976百万円
R 3 5	663,395百万円
R 3 6	654,812百万円
R 3 7	647,987百万円
R 3 8	637,650百万円
R 3 9	629,068百万円
R 4 0	620,487百万円
R 4 1	613,566百万円
R 4 2	603,324百万円
R 4 3	594,743百万円
R 4 4	586,160百万円
R 4 5	157,925百万円

(注1) 平成18年度から令和4年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

別紙8中、別添3のうち

「

坂城	更埴
	ジャンクション
14.1	

」を

「

坂城	屋代	更埴
	スマート	ジャンクション
	12.7	1.4
14.1		14.1

」に、

「

都賀	壬生
	6.3

」を

「

都賀	壬生PA	壬生
	スマート	1.5
	4.8	6.3

」に改める。

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	496百万円
H 2 8	1,450百万円
H 2 9	8,416百万円
H 3 0	18,217百万円
R 1	19,205百万円
R 2	12,923百万円
R 3	34,356百万円
R 4	45,965百万円
R 5	119,483百万円
R 6	140,761百万円
R 7	148,001百万円
R 8	192,842百万円
R 9	103,178百万円
R 1 0	129,921百万円
R 1 1	387,463百万円

(注1) 平成27年度から令和4年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和5年 9月 1日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 高 松 勝

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長 由 木 文 彦